

私は、公明党を代表して、陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情に対して反対の立場で討論いたします。

最初に、裁判で無実の人が有罪になることは絶対に許されないことであり、なおかつ冤罪自体は絶対にあってはならないものです。

次に、本陳情項目に挙げられております事項について意見を述べさせていただきます。

第1の陳情項目の再審のための証拠について、積極的な開示規定を設けることについてです。日本弁護士連合会が、刑事訴訟法の再審に関する規定、いわゆる再審法の改正を求める決議、これは冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議、こうしたものが2019年に発表されております。日弁連の同決議によりますと、再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊厳を最高の価値として掲げる日本国憲法（憲法第13条）の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならないと記した上で、その目的を達成するために、再審請求手続においても憲法第31条にある再審の請求人の主体性を尊重した適正な手続の保障が必要である、このように主張されております。日弁連は通常審における証拠開示につきましては、2004年の刑事訴訟法の改正において証拠開示規定が明文化され、2016年の改正においてこれが拡充された、このことを一定の評価をしつつ、現行の再審に関する規定、これには僅か19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公平さや、また適性さや制度的に担保される仕組みとなっていない、このことを問題視して、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、これを求めています。

まさに、この再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、これこそが日本国憲法に保障された冤罪被害者が救済されないことは絶対に許されないとする公正な再審制度の構築にとって一番大事な観点だと考えます。このことを前提とした再審制度に立つことができるようになれば、一たび裁判所によって再審決定が事実として認定された事項に関しては、検察は迅速にスピーディーに、かつ的確に証拠書類を出していかなければなりません。いたずらに再審期間が長くなるというようなことも、そうした事例もなくしていかなければなりません。

陳情第3号の文面では、積極的な開示規定を設けることを求めています。まずは日弁連の主張と同様に、全面開示の前提となる規定の整備、つまり制度化を図るべきことこそが重要であると考えます。

次に、再審決定に対する検察官の不服申立ては禁止にすることについては、一部、今後検討の余地を残すところもありますが、仮に、再審の決定後に第一審、

または第二審として再審公判が行われて被告人が敗訴した場合に、上級裁判所に訴えることを禁止する、そういった意味なのでしょうか、そうであるとするならば、上訴を否定する、禁止するということは、通常審において原則として3回まで裁判を受けられるというこの三審制度を否定するものするものとなり、到底これは認め難いものであります。

以上のことから、私は、陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情には反対とさせていただきます。